

生駒市自治基本条例検証報告書

生駒市市民自治推進委員会

(令和6年7月)

目 次

1 はじめに	1
2 自治基本条例に関する検証	1
3 検証結果	2
(1) 解説の追加・変更を要する箇所	2
(2) 条例の運用についての意見	19
自治基本条例の推進に関して	19
第2章 基本原則	19
第3章 市民の権利と責務	19
第4章 議会及び議員の役割と責務等	20
第5章 市の役割と責務等	20
第6章 市政運営	20
第7章 市民参画、市民自治及び情報	21
第1節 市民参画	21
第3節 情報共有等	22
第8章 他自治体との連携、協力等	22
4 おわりに	23
参考資料等	
1 生駒市自治基本条例	24
2 市民自治推進委員会委員名簿	32
3 市民自治推進委員会における条例検証の経緯	32

1 はじめに

平成22年4月1日に、生駒市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた「生駒市自治基本条例」が施行されました。この条例は、長い年月をかけ、市民により議論・検討を重ね、作り上げられたもので、「市のまちづくりの最高規範」として位置づけられています。

このことから、一定期間経過後も生駒市にふさわしいものかどうか検証し、形骸化を防止するため、自治基本条例第54条において、条例施行後5年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じることとしています。

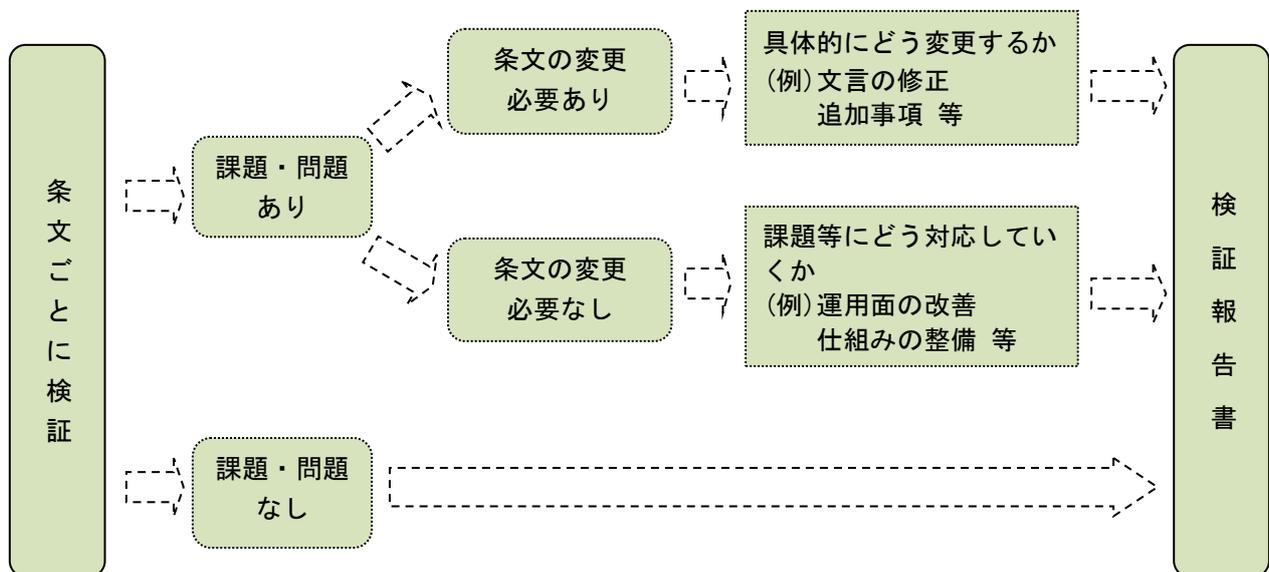
この規定に基づき、平成26年度に初めての、平成30年度に2回目の見直し検討を行い、文言整理等の条文改正や解説の変更を行い、報告書としてまとめました。さらに改正した条例施行後5年目を迎えるにあたり、生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）において、令和5年度から令和6年度にかけて見直し検討を行い、この条例の運用状況についての検証を行いました。

この報告書が、条例の基本理念・基本原則の実現に向けた市政運営の一助となり、生駒市における自治の推進に役立てられることを期待します。

2 自治基本条例に関する検証

条例の検証については、自治基本条例が社会情勢に合致しているか、また生駒市にふさわしいものであるかの視点に立ち、各条文における制度、施策等の取組状況等を踏まえ、課題・問題点等について幅広い視点から検証を行いました。

【検証のイメージ】



3 検証結果

見直し検討の結果、現行の自治基本条例は、まちづくりの基本ルールとして適切に表現されており、条文については新たに追加する項目や変更・修正をする必要はないとの結論に至りました。

しかし、一部の解説文については、法改正や条例の趣旨をよりわかりやすくするため、また、生駒市を取り巻く社会状況の変化を踏まえて見直すこととしました。

今回の見直し検討の過程で出された意見を

「(1)解説の追加・変更を要する箇所」、「(2)条例の運用についての意見」として整理し、市民自治推進委員会としての検証結果とします。

なお、「(2)条例の運用についての意見」については、各部署における今後の業務遂行の参考としていただければと思います。

(1) 解説の追加・変更を要する箇所

■前文

《改正前》

前文では、生駒市の特性と本条例を制定する背景や趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや目指すべき自治の姿を述べています。

生駒市は、自然環境の豊かさや安全な住環境、交通の利便性といった住みやすさに加え、歴史や伝統と最先端の顔を併せ持つ住宅都市として発展してきました。

しかし昨今、高齢化の進行や財源確保の深刻化、市民ニーズや価値観の複雑化・多様化など、本市を取り巻く社会環境は年々変化する中、多岐に渡る行政課題や地域課題に対応し、生駒市を活性化していくためには、行政主体ではなく市民主体のまちづくりに取り組むことが求められています。

本市では、市民の定住意識とともに、まちづくりへの市民意識も高く、自治会に代表される地縁組織における活動のほか、NPO やボランティアなどテーマ型の市民活動も年々広がりを見せ、市民力の高さも本市の大きな財産であるといえます。

「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う「住民自治」と、国から独立した団体の権限と責任において地域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。

本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を市内に居住する住民に限定せず、市内に通学や勤務する者、事業や活動を行う者を広く含めています。

まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民はまちづくりの
主役であり、「住民自治」と「団体自治」双方の責任者でもあり、主権者であるといえます。また、
議会（議員）も行政（市長、職員）も、生駒市としての「団体自治」を推進するための責任を負
うことを、本条例において明確化しています。

このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協
力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本
条例を制定することをこの前文において決意表明しています。



《改正後》

前文では、生駒市の特性とともに、生駒市自治基本条例（以下「本条例」という。）を制定す
る背景と趣旨、まちづくりを行っていくうえでの基本的なルールや目指すべき自治の姿を述べて
います。

生駒市は、豊かな自然や歴史、安全な住環境、交通の利便性に恵まれ、伝統産業と最先端
科学の二つの顔を併せ持つ関西有数の住宅都市として発展してきました。

しかし昨今、人口減少や少子高齢化、都市間競争の激化など本市を取り巻く社会状況が
大きく変化するとともに、価値観や生活様式の変化に伴って市民のニーズや地域課題が多様
化しています。行政の予算や人員に限りがある中、複雑多岐にわたる行政課題や地域課題に
応えるためには、市民が主体となってまちづくりを行うことが求められています。

生駒市民は定住意向やまちづくりへの参加意欲が高く、自治会に代表される地縁組織の活
動のほか、NPOやボランティアといったテーマ型の市民活動にも熱心です。このような市民力
の高さは本市の大きな財産であり、市民活動のパワーこそが生駒市を持続可能なまちにする
原動力と言えます。

「生駒市自治基本条例」の「自治」とは、「自ら治める」と読めるように、地域のことは地域で
考え、決定し、行動することを指します。地方自治は、地域住民の意思と責任に基づいて行う
「住民自治」と、国から独立した団体（基礎自治体としての生駒市）の権限と責任において地
域の行政を行う「団体自治」とで成り立っています。

本条例では、自治の担い手である市民、議会（議員）、行政（市長、職員）が役割分担をし
ながら参画と協働のまちづくりを進めていくことを規定するとともに、第2条において「市民」を
生駒市内に居住する住民だけでなく、市内に通学や勤務する者、活動や事業を行う個人や団
体、企業等も広く含めています。

まちづくりの主体として市政に関わり、地域コミュニティなどに参画する市民は、主権者とし
て「住民自治」と「団体自治」双方に責任を持ちます。また、議会（議員）も行政（市長、職員）
も、生駒市の「団体自治」を推進する責任を負うことを、本条例で明確にしています。

このように、市民、議会、行政の3者がそれぞれの責任と役割を果たし、お互いに尊重し、協力しながら参画と協働のまちづくりに取り組み、真の市民自治の実現を目指すため、自治基本条例を制定することをこの前文において決意表明しています。

【変更理由】

生駒市を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、よりわかりやすい表現で記載内容を整理するもの。

■第2条(定義)

<第1号>

《改正前》

「市民」とは、地方自治法上の「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。)のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。



《改正後》

「市民」とは、地方自治法上の「住民」(生駒市内に住所を有する者で、外国人住民や法人も含みます。)のほか、生駒市内に勤務している者や通学している者、生駒市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。

<第2号>

《改正前》

「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。



《改正後》

「市」とは、普通地方公共団体の生駒市議会及び生駒市の執行機関です。

<第3号>

《改正前》

「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。



《改正後》

「執行機関」とは、生駒市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。

【変更理由】

「市内」等の定義をより明確にし、条文の文言に合わせて「人」を「者」に修正するもの。

■ 第4条(情報共有及び公開)

<第1項>

《改正前》

参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。



《改正後》

参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報の提供や公開、共有を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。

【変更理由】

情報公開及び共有を規定する条文に合わせて、解説文においても情報共有について規定するもの。

<第2項>

《改正前》

また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。



《改正後》

市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体や手法を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。

市民は、こどもから高齢者、障がい者、外国籍の人や外国につながりがある人など多様であり、通常の日本語表記やアナウンスだけでは理解が難しい場合があります。手話や「やさしい日本語」表記、フォント(字体)の工夫、字幕や読み上げソフトといった手段・手法を用いながら、幅広く情報を提供、公開、共有する努力が求められます。

【変更理由】

広報活動の手段について具体的な記述を追記し、解説文の充実を図るもの。

■ 第6条(人権の尊重)

《改正前》

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、LGBTなどの性的少数者、同和問題、インターネット等による人権侵害など多岐にわたっています。



《改正後》

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

人権問題は、女性、こども、高齢者、障がい者、在日外国人、LGBTなどの性的少数者、同和問題、インターネット等による人権侵害など多岐にわたっています。

【変更理由】

国の表記に合わせるもの。

■ 第8条(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

《改正前》

18歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。



《改正後》

生駒市自治基本条例では18歳未満の青少年や子どもたちに、まちづくりに参画する権利を保障しています。子ども基本法においても、「全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること」が基本理念として定められており、子どもたちの主権者意識の向上に取り組むとともに、まちづくりの将来像や方針の検討にあたって、ワークショップやアンケート等で子どもたちの意見を積極的に集めるなど、子どもたちが自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組むことが必要です。

また、まちづくりへの参画にあたり、子どもたちの年齢及び発達の程度に応じて地域や社会の現状や課題を学ぶ機会を増やすとともに、表明した意見を尊重し、施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックすることにより、子どもたちの更なる意見表明につながるような好循環を創出することが求められます。

【変更理由】

令和5年4月に施行された子ども基本法の基本理念に則り、子ども自身が意見を表明する機会や多様な活動に参画する機会が確保されることを明記するもの。

■ 第11条（議会の責務等）

<第2項>

《改正前》

市議会は、意思決定における議論の内容や経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。



《改正後》

市議会には、意思決定における議論の内容や経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。

【変更理由】

助詞について軽微な変更を行うもの。

<第3項>

《改正前》

市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。



《改正後》

市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報公開や提供、共有を行い、市民参加の推進に努めるべきことを定めています。

【変更理由】

第4条(情報共有及び公開)の表現と合わせるために、情報公開及び共有について規定するもの。

<第6項>

≪改正前≫

市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、これを支援する議会事務局の職員の配置及び資質向上、図書や資料の充実など、調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならないことを規定しています。



≪改正後≫

市議会の政策形成機能及び立法能力を高めるためには、議員及び議会事務局職員の資質向上が欠かせません。内外の他機関にネットワークを広げたり、情報検索や広報・広聴に関する研修を充実させたり、議会図書室と生駒市図書館との連携などにより、政策に関する図書や関連資料に容易にアクセスできる環境を整えるなど、調査機能や法務機能の強化が必要です。

【変更理由】

調査機能及び法務機能の強化について、具体的な記述を追加するもの。

■ 第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)

<第1項>

≪改正前≫

参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。

こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。



≪改正後≫

参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスを提供するという役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられますが、その際も地域力の向上を意識し市民の自主性を高めることが重要です。

こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割の中心を担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

【変更理由】

他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場合も、自治基本条例の基本原則である参画と協働を意識し、地域力の向上や市民の自主性を高める姿勢が必要であることを明記するもの。

<第2項>

《改正前》

協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。



《改正後》

協働のまちづくりにおいては、市民が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。

【変更理由】

第2条(定義)において、「市民」を生駒市内に居住する住民だけでなく、市内に通学や勤務する者、活動や事業を行う個人や団体、企業等も広く含むと定義していることから、文言を整理するもの。

■ **第17条(市の職員の責務)**

<第1項>

《改正前》

市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及び服務の根本基準を遵守して市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。



《改正後》

市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及び服務の根本基準を遵守して生活者としての目線を忘れず、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。

【変更理由】

業務遂行に際して、単に市民の立場に立つだけでなく、市民に寄り添った対応が求められることから表現を変更するもの。なお、第2条(定義)では、住民以外にも市内に通学、勤務する者や市内で活動している団体も広く「市民」としているため、市内で生活を営む人という意味で「生活者」と表現する。

■ 第18条(まちづくり参画における市の責務)

<第1項>

《改正前》

まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。



《改正後》

まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮をしたうえで、等しくまちづくりに参画する権利を保障することを市の責務としています。

【変更理由】

まちづくり参画における市の責務を明記するもの。

■ 第21条(意思決定の明確化)

<「生駒市行政文書管理規則」の引用を追加>

《既存の法律など》

【生駒市行政文書管理規則】

(行政文書の管理の責務)

第3条 市長は、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が果たされるよう、行政文書の適正な管理を行わなければならない。

(文書の作成)

第4条 職員は、前条に定める責務を果たすため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に裏付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書(図面を含む。)を作成しなければならない。

【追加理由】

既存の規則を引用するもの。

■ 第27条(危機管理)

《改正前》

市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、新型インフルエンザや大規模事故など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害相互応援協定をはじめ、民間企業等との間で、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。



《改正後》

市は、毎年各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪、感染症や大規模事故など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市の防災体制に関しては、他の地方公共団体との災害相互応援協定をはじめ、民間企業等との間で、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、

応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。

【変更理由】

新型インフルエンザだけでなく、新興感染症や再興感染症を踏まえて「感染症」と表記するもの。

■ **第34条(行政評価)**

<第3項>

《改正前》

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に係る重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価システムの確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行います。また、「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画においては、施策評価及び事務事業評価を導入します。



《改正後》

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に係る重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価方法を構築することが重要であり、予算制度と連携した行政評価方法の確立や市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行います。また、総合計画の進行管理を通して、施策目標の達成状況と行政改革の視点から、施策評価及び事業評価を行います。

【変更理由】

「システム」という文言について、特別なシステム構築が必要との印象を与えるため、条文に合わせて「方法」と表記するとともに、施策評価及び事業評価について、新しく見直された行政改革大綱の推進手法に合わせるもの。

■ **第35条(外部監査)**

《改正前》

市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、

一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施するとしており、この条例施行後にその内容を検討することになります。



《改正後》

市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができます。

【変更理由】

表記を整理するもの。

■ 第40条（市民自治の定義）

<第1項>

《改正前》

市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現すれば生駒市域全域もしくは共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。なお、共同体意識の形成が可能な一定の地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる人たちで構成される一定の区域を意味します。



《改正後》

市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例ではコミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語で表現すれば生駒市域全域もしくは共同体意識の形成が可能な一定の地域における、市民主体のまちづくりの活動をいいます。なお、共同体意識の形成が可能な一定の

地域とは、自治会に代表されるように、地縁のつながりの中で自分たちの地域をよくしていこうとする意識や気持ちを共有できる者で構成される一定の区域を意味します。

【変更理由】

第2条(定義)の表現と合わせて、「人たち」を「者」と表記するもの。

<第2項>

《改正前》

市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。



《改正後》

多くの方に市民自治の概念が浸透し、より活発な市民活動につながるよう市民自治活動という文言を使用し、具体的なアクションにつながる印象を与える表現としています。市民自治活動の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域にかかわるさまざまな活動主体が、それぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

【変更理由】

「市民自治活動」に対する解説の充実を図るもの。

■ 第46条(情報への権利)

<「生駒市情報公開条例」の引用を追加>

《既存の法律など》

【生駒市情報公開条例】

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに

に、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

【追加理由】

既存の条例を引用するもの。

■ 第47条(情報共有制度)

≪改正前≫

市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。



≪改正後≫

市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。また、市民参画によるまちづくりを一層進めるため、市のホームページ上で提供する情報を充実させるほか、市が保有する各種データをオープンデータとして積極的に外部に提供する等、情報共有に向けた仕組みの構築及び運用を進め、市民による積極的な情報利活用を促すことを定めるものです。

【変更理由】

情報共有制度について、具体的な記述を追加するもの。

<「生駒市情報公開条例」の引用部分>

≪改正前≫

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市等の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。



≪改正後≫

(情報提供施策の充実)

第24条 実施機関は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が容易に利用できるよう、広報活動、行政資料の提供その他実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

【変更理由】

既存の条例から、より適切な条文を引用するもの。

■ 第48条(情報収集及び管理)

《改正前》

生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。



《改正後》

生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに担当職員が引き出せるよう情報を適正に管理しなければならないことを定めています。

【変更理由】

個人情報等適切に管理されるべき情報も多いことから、適切な表現に変更するもの。

<「生駒市情報公開条例」の引用を追加>

《既存の法律など》

【生駒市情報公開条例】

(行政文書の管理体制の整備等)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の適切な保管及び保存、迅速な検索等に資するための行政文書の管理体制の整備を図るとともに、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【追加理由】

既存の条例を引用するもの。

■ 第49条(個人情報の保護)

《改正前》

情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを

定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。



《改正後》

情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。この条例では基本的な事項を定めていますが、具体的には「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」と、同法に基づく「生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例」を適用します。

【変更理由】

個人情報保護法の改正に基づき、表記を変更するもの。

■ 第50条（他自治体住民との連携）

《改正前》

まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。



《改正後》

まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。人々の中には団体や法人、大学や専門機関も含まれます。

【変更理由】

「市外の人々」の定義を明確にするもの。

■ 第51条（近隣自治体との連携）

《改正前》

市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良縣市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に参加しているのをはじめ、近隣自治体間で災害時における相互

応援協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。



《改正後》

市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していかうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に参加しているのをはじめ、近隣自治体間で災害時における相互応援協定を締結しています。

【変更理由】

「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」が、「近隣自治体間で災害時における相互応援協定」に含まれるため整理するもの。

(2) 条例の運用についての意見

【自治基本条例の推進に関して】

- ・条例や規則の制定改廃にあたり、自治基本条例との整合性を確認する制度が必要だと考える。
- ・市民や職員に対して自治基本条例の理念や行動原則の浸透を図るにあたり、各種研修の継続的な実施や実施方法の検討、対象者の拡充等に取り組まれない。
- ・参画と協働の取組を推進するにあたり、事業の調査方法等の検討や進行管理の実施等に対応されたい。

【第2章 基本原則】

■ 第4条(情報共有及び公開)

- ・市民に分かりやすく説明するため、「やさしい日本語」「多言語表示」等、媒体以外の手段や手法についても検討されたい。

■ 第5条(参画と協働の原則)

- ・自治基本条例に対する職員の取組意識向上に向けて、庁内におけるより一層の啓発に注力されたい。

■ 第6条(人権の尊重)

- ・LGBTQ 等の時代の変化に伴い生じた新しい政策課題について、より一層対応力を高めるためにも NPO や大学等と連携を進められたい。

【第3章 市民の権利と責務】

■ 第8条(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

- ・まちづくりは選挙や政治に関わるだけでなく多様なものである。まちの課題を理解し、まちづくりの主体であるという意識を醸成するために、それぞれの年齢に応じたまちづくりについて学ぶ機会を設定されたい。

■ 第9条(まちづくり参画における市民の責務)

- ・将来世代や環境への配慮等については、一般市民が知見を得る機会が少ない。行政が啓発資料を作ったり、良い取組を表彰したり、助成金審査の審査項目に加えたりする等、シチズンシップ教育の視点を活かし、市民に根付かせる工夫を検討されたい。

【第4章 議会及び議員の役割と責務等】

■ 第11条(議会の責務等)

- ・議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、市行政情報や議会情報を市立図書館で迅速に検索できるようにする等、市議会と生駒市立図書館との連携体制を強化されたい。
- ・自治基本条例は、市政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画等を策定する際の原則を定める最高規範と位置付けられていることから、議員の改選に際しては勉強会を実施する等、条例の趣旨を議員に浸透するよう取り組まされたい。

■ 第12条(議会の会議及び会期外活動)

- ・議員間討議を活発にするため、市民と共に学ぶ自主的な研修会等を開催されたい。

【第5章 市の役割と責務等】

■ 第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)

- ・指定管理者制度については、施設の老朽化や市民ニーズの変化に伴い、全国的に仕様書や協定書、モニタリング項目や修繕費やリスク負担の割合等を見直す段階であると考えられるので、今後の対応を検討されたい。

■ 第17条(市の職員の責務)

- ・職員の地域貢献活動や自主的な研究については、人事評価へ反映させる等の取組を行うとともに、職場の理解を求める等の積極的な働きかけを検討されたい。
- ・地域貢献活動をする職員と地域課題をマッチングする仕組みを検討されたい。
- ・様々な課題が存在し、様々な属性の住民で構成される地域社会の中で、いかに「参画と協働」の議論が進められ、合意や成果が得られるかを実践していくことが非常に重要であるとする。

【第6章 市政運営】

■ 第18条(まちづくり参画における市の責務)

- ・まちづくりに関する様々なワークショップの資料や概要を地域に還元されたい。

■ 第22条(行政組織)

- ・分野横断型の組織を設置した際、組織名称が市民には聞きなれない言葉になり、担当業務もわかりにくくなっていることがある。市民に分かりやすく伝える工夫を検討されたい。

■ 第25条(法令遵守及び公益目的通報)

- ・コンプライアンスの研修や、法令遵守の徹底に向けた法務に関する研修は、定期的、継続的に実施されたい。

■ 第27条(危機管理)

- ・南海トラフ地震のような広域にわたる大規模災害の場合は、周辺自治体も被災地となると考えられる。近畿圏外の自治体、団体等と協力体制を築く取組を検討されたい。
- ・防災にジェンダーの視点を取り入れる等、多様な方々が災害時に安心して過ごせる環境整備に努められたい。

■ 第28条(広聴応答義務)

- ・市民からの意見や要望に対応することは必要だが、一方で、不当な要望、苦情については一定の歯止めが必要である。カスタマーハラスメントから職員を守る取組を検討されたい。

【第7章 市民参画、市民自治及び情報】

<第1節 市民参画>

■ 第36条(条例制定等の手続)

- ・「審議会等の市民委員」と「パブリックコメント」以外の市民参画の手法(公聴会や討論会、ヒアリング、あるいは若い世代への説明会等)を活用し、事業の検討段階から多様な主体の意見を聴取できる仕組みを検討されたい。

■ 第37条(計画策定段階の原則)

- ・パブリックコメントの意見提出件数が相対的に少ないものについて、市民が行政運営に満足しているということではなく、市民の関心が少ないということであり、危惧すべきことである。そもそも適切に市民の意見を反映しているとは言えないため、情報提供の方法を工夫されたい。

■ 第39条(審議会等)

- ・公募市民について、性別、年齢、地域、国籍等のバランスをチェックする仕組みを検討されたい。
- ・公募市民が附属機関等の委員として会議の場に参画できるよう、所管分野における情報提供等一定のサポートを実施されたい。

<第3節 情報共有等>

■ 第46条(情報への権利)

- ・文書検索システムの導入等を通じて、市民がいつでも行政文書を検索できる環境の整備を進められたい。

■ 第49条(個人情報の保護)

- ・個人情報保護法に対する誤解、理解不足等を背景に、法の定め以上に個人情報の提供が控えられるといった過剰な反応が起きないように、市民に丁寧に説明し理解を得る努力をされたい。

【第8章 他自治体との連携、協力等】

■ 第50条(他自治体住民との連携)

- ・公共交通、防災等、様々な分野における課題について、先進的な取組を展開している自治体と交流の機会を通じて、市の取組を一層強化されたい。

4 おわりに

現行の自治基本条例は、第54条の規定に基づき、平成22年4月の施行以降、平成26年度と令和元年度の2回にわたり一部改正されています。この条例が令和元年12月に施行されてから5年目を迎える令和5年度に、本委員会で3度目となる見直し検討を行いました。

検討の結果、条文を見直す必要性はないとの結論に至りましたが、本条例の趣旨を積極的に発信し、より一層の理解を促進していくためにも、条文の解説に手を加える必要があるとの認識に立ち、前文を含め、複数の条文において解説文の加筆修正を施しました。

今回の見直しでは、変化する社会情勢に合わせて解説文の加筆修正を検討するとともに、本条例が市内に浸透し、正しく運用されているか確認するため、各部局に本委員会への出席を求め、委員から直接、取組状況をヒアリングする機会を設けました。

ヒアリングでは、条例への理解が十分ではない事例が見られるなど、各部局の取組状況に温度差が生じている状況が見られ、まだまだ各部局に条例の趣旨が伝わっていないことが浮き彫りになりました。また、参画と協働をより一層促進していくためには、市職員だけでなく市民にも本条例の趣旨や原則、実際の取組が浸透していく必要があるという意見もありました。

自治基本条例の施行からまもなく15年を迎えますが、地域を取り巻く社会環境が年々変化する中、持続可能なまちづくりに向け、ますます本条例に基づくまちづくりが求められます。「参画と協働のまちづくり」は市民・議会・行政が一体となって進める必要があり、早急にこの条例を浸透させる必要があると考えます。

住民自治と団体自治をつなぐ「参画と協働」の推進に向け、市民や職員への本条例の基本理念の浸透、認知度の向上を図り、市民が主役のまちづくりの実現に、引き続き力を入れていただくことを期待しています。

I 生駒市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 基本原則(第4条—第6条)
- 第3章 市民の権利と責務(第7条—第9条)
- 第4章 議会及び議員の役割と責務等(第10条—第13条)
- 第5章 市の役割と責務等(第14条—第17条)
- 第6章 市政運営(第18条—第35条)
- 第7章 市民参画、市民自治及び情報
 - 第1節 市民参画(第36条—第39条)
 - 第2節 市民自治等(第40条—第45条)
 - 第3節 情報共有等(第46条—第49条)
- 第8章 他自治体との連携、協力等(第50条—第53条)
- 第9章 条例の見直し(第54条)
- 第10章 市民自治推進委員会(第55条)

附則

前文

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶筌^{せん}などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市—生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。
- (6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

(最高規範)

第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第2章 基本原則

(情報共有及び公開)

第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。

(参画と協働の原則)

第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

(人権の尊重)

第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人一人の人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。

第3章 市民の権利と責務

(まちづくり参画の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

(18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

(まちづくり参画における市民の責務)

第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

第4章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と権限)

第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。

2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。

3 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

(議会の責務等)

- 第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。
 - 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。
 - 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。
 - 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。
 - 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。
 - 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議及び会期外活動)

- 第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。
- 2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。
 - 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

- 第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。
 - 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽^{さん}に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。
 - 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

第5章 市の役割と責務等

(協働のまちづくりにおける市の役割)

- 第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。
- 2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。

(市長の責務)

- 第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。
- 2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。
 - 3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(執行機関の責務)

- 第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(市の職員の責務)

- 第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。
- 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

- 3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

第6章 市政運営

(まちづくり参画における市の責務)

第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

(説明責任)

第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意思決定の明確化)

第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

(行政組織)

第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(職員政策)

第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。

2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽^{さん}のための多様な機会の保障に努めなければならない。

(法務政策)

第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守及び公益目的通報)

第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

(広聴応答義務)

第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。

(広聴対応)

第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。

(財政運営の基本方針)

第30条 市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(予算編成、執行及び決算)

第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。

(財産管理)

第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 市長は、市民及び専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。

(外部監査)

第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。

第7章 市民参画、市民自治及び情報

第1節 市民参画

(条例制定等の手続)

第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

(1) 関係する法令又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。

(計画策定段階の原則)

第37条 市は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

(計画策定手続)

第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。

(審議会等)

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

第2節 市民自治等

(市民自治の定義)

第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

(市民自治に関する市民の役割)

第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

(市民自治に関する自治体の役割)

第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織(以下「市民自治協議会」という。)を設置することができる。

2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。

3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に関することは、別に定める。

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第3節 情報共有等

(情報への権利)

第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(情報共有制度)

第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。

(情報収集及び管理)

第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

第8章 他自治体との連携、協力等

(他自治体住民との連携)

第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(近隣自治体との連携)

第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び多文化共生)

第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

第9章 条例の見直し

第54条 市は、附則に規定する日から起算して5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

第10章 市民自治推進委員会

第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 市議会議員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会に委員長及び副委員長を置く。

8 委員長は、委員の互選により定める。

9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 16 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月条例第15号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条(見出しを含む。)の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 市民自治推進委員会委員名簿

氏名	役職	選出母体・役職
中川 幾郎	委員長	帝塚山大学 名誉教授
相川 康子		特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事
清水 裕子		畿央大学健康科学部 准教授
中尾 節子		生駒市議会の代表者
森岡 文夫	副委員長	生駒市自治連合会 会長
藤田 照子		生駒市老人クラブ連合会の代表者
生駒 孝夫		公募市民
正垣 律子		公募市民
平阪 美穂		公募市民

3 市民自治推進委員会における条例検証の経緯

日時	内容
令和5年10月17日	自治基本条例の見直し検討について
令和6年1月24日	自治基本条例の見直し・検討について(前文・第1・2・3・8章)
令和6年2月14日	自治基本条例の見直し・検討について(第4・5章)
令和6年3月27日	自治基本条例の見直し・検討について(第7章)
令和6年4月19日	自治基本条例の見直し・検討について(第6章)
令和6年5月27日	自治基本条例の見直し・検討について(全体)
令和6年6月19日	自治基本条例検証報告書について

発行・編集
令和6年7月

生駒市市民自治推進委員会
(事務局:地域コミュニティ推進課)

TEL 0743-74-1111

生駒市ホームページ URL <http://www.city.ikoma.lg.jp>

E-Mail shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp